



新型コロナワクチン接種について

問い合わせ

保健センター ☎367-1300

追加接種(3回目接種)

2回目接種を終了した18歳以上の市民の皆さんに、接種が可能な時期にあわせて順次接種券を発送する予定です

新型コロナワクチンを2回接種した場合であっても、接種後の時間の経過とともにワクチンの有効性や免疫原性が低下することが報告されています。今後、追加接種(3回目接種)を実施するにあたり、次のとおり国から方針が示されました。

■国の追加接種(3回目接種)方針

追加接種については、年齢や基礎疾患などによる優先接種は行わず、2回目接種日を基に接種券を発送する予定です。

対象者 2回目接種終了後、原則8か月以上経過した18歳以上の人 **接種回数** 1回 **使用するワクチン** 1、2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社製または武田/モデルナ社製のワクチンを用いることが適当とされていますが、当面は薬事承認されているファイザー社製ワクチンを使用する予定 **科学的知見を踏まえ、必要に応じて適宜見直しの予定**

※11月17日時点の情報であり、今後変更される可能性があります。最新情報は、市ホームページや広報誌などでお知らせします。

■追加接種(3回目接種)スケジュール

※追加接種の予約方法などについては、市ホームページや広報誌などで改めてお知らせします

2回目を接種した月		3・4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
3回目接種時期 (8か月後)		12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
接種対象者数		約1,100人	約1,200人	約7,200人	約12,000人	約8,700人	約5,300人	約7,300人
接種券発送時期		11月下旬	12月下旬	接種が可能となる日の約2週間前までに順次				
接種開始(予定)	医療従事者など	勤務先の医療機関と調整						
	65歳以上の高齢者	2回目接種日から8か月以降の日程を予約する			接種券が届き次第予約できます			
	65歳未満の人				接種券が届き次第予約できます			
接種会場	病院・診療所	医療従事者3回目接種		3回目接種				
	保健センター	1,2回目接種		3回目接種				

2回目接種した後に市に転入した人は、事前に追加接種(3回目接種)の接種券の発行申請が必要です。申請方法の詳細が決定次第、市ホームページなどでお知らせします。また、追加接種(3回目接種)の接種券は、住民基本台帳に記録された住所に送付します。事情により、それ以外の住所に送付を希望する人は、保健センターへ連絡してください。

コロナ禍における支援策

事業者向け感染防止強化補助金

令和4年1月31日(月)まで

対象期間中に、補助対象となる感染症対策用品を購入した中小企業または個人事業主に対し、大阪狭山市事業者向け感染防止強化補助金を支給します。

対象要件 ①大阪狭山市内に主たる事業所などを有する中小企業または個人事業主であること ②4月1日

〜令和4年1月31日に、補助対象となる感染症対策用品を購入し支払いが完了していること ③大阪府の感

染防止宣言ステッカーまたは感染防止認証ゴールドス

テッカーを取得していること ④国、府そのほか地方

公共団体の制度による同一の補助対象経費に対する補

助を受けていないこと、および受ける予定がないこと

※補助金の支給は事業所単位で、1事業所につき1回

対象用品 飛沫防止板、非接触体温測定器、CO₂濃度測

定器、非接触消毒器 **補助金額** 上限10万円として実

際に支払った購入金額(税抜き、千円未満切り捨て) 申

請期間 令和4年1月31日(月)消印有効 **申請方法** 市

役所産業振興・魅力創出グループ、ニュータウン連絡所

大阪狭山市商工会で配布する申請書などと必要書類を

〒589-8501 大阪狭山市役所産業振興・魅力創出

グループ ※申請書などは市ホームページからもダウ

ンロード可

問い合わせ 産業振興・魅力創出グループ ☎366-

0011

申請は済んでいますか?



子育て世帯生活支援特別給付金

令和3年5月以降に給付済みの人は除く

新型コロナウィルス感染症の影響で、子育てに対する負担の増加や収入の減少などが生じている世帯を支援するため、特別給付金を支給しています。

ひとり親世帯

支給対象者 ①公的年金(遺族年金、障がい年金、老齢

■追加接種(3回目接種)の予診票・接種券

追加接種(3回目接種)の接種券は、1、2回目接種と異なり、予診票と接種券が一体化した新たな様式になる予定です。

新型コロナワクチン接種の予診票 (追加接種用)			
※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。			
住民票に記載されている住所	大阪府大阪狭山市		
氏名	サヤマ タロウ	電話番号	() () () () () ()
生年月日(西暦)	1950年11月11日生(満) () () 歳	性別	□男 □女
診察前の体温	度 分		
質問事項		回答欄	医師記入欄
新型コロナワクチンの接種を受けたことがありますか。			
接種日(1回目: 2021年06月11日 2回目: 2021年07月06日)			
接種を受けたワクチン(ファイザー)			

券種 2 (予診のみ) 3 回目

請求先 大阪府大阪狭山市 272311

券番号 1234567890

氏名 狭山 太郎

232723111234567890



追加接種(3回目接種)の接種券は、予診票の右上にあらかじめ印刷しています

2回目接種日から8か月後の同日から、8か月後に同日がない場合はその翌月の1日から接種可能です。

例 2回目接種/7月6日の場合
令和4年3月6日から追加接種(3回目接種)が可能

例 2回目接種/6月30日の場合
令和4年3月1日から追加接種(3回目接種)が可能

※予診票・接種券のイメージ(部分)

1、2回目の接種の予約について

11月15日現在で、市民のうち2回の接種を完了した人は43,566人となり、全市民の約74.2%(接種対象である12歳以上人口では約86.1%)にあたります。国がめどず、11月までに接種を希望するすべての対象者への接種がおおむね完了する見込みです。

12月は、新たに接種券の発行を受ける人(12歳になる人)や、2回目の接種がまだの人、体調不良により接種できなかった人などで接種を希望する人を対象に集団接種を実施します。この機会を逃さずに接種予約をしてください。

接種会場 保健センター ※個別接種はいったん終了しています

接種日時 4日(土)、25日(土)午後5時～7時30分

①インターネット予約/24時間、土・日曜日、祝日も予約可
<https://v-yoyaku.jp/272311-osakasayama>

■上のURL、右のQRコードからアクセスできます。市ホームページからもリンクしています ■予約には、接種券に記載の接種券番号、自分のメールアドレスが必要です ■メールの受信拒否設定をしている人は、あらかじめ[272311-osakasayama@v-yoyaku.jp]からのメールを受信できるように設定してください

②電話予約(大阪狭山市新型コロナワクチンコールセンター)/ ☎0120-795-666 午前9時～午後5時30分(土・日曜日、祝日、12月29日(水)～令和4年1月3日(月)を除く)

■フリーダイヤルです。電話料金はかかりません

■かけ間違いに注意してください

注意事項

◎**新型コロナワクチン接種を受ける前後それぞれ2週間は、インフルエンザなど、ほかのワクチン接種はできません**

◎市では、新型コロナワクチン接種を勧めています。強制ではありません。接種を受ける人の同意がある場合に限り接種を行います。接種を受ける人は、接種券に同封されている説明書を読み、接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、自らの意志で接種予約をしてください。

受ける人の同意なく、接種を行うことはありません

◎予防接種は感染症予防に重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生が見られます。万が一、健康被害が発生した場合に、治療に要した医療費(自己負担分)と医療に要した諸費用などの救済給付を行うための予防接種健康被害救済制度があります

12歳～15歳の人への接種について

接種後の体調などに十分な注意が必要です。接種にあたっては保護者の同伴をお願いします。

年金、遺族補償などを支給すること、4月分の児童扶養手当の支給が全額停止された人児童扶養手当の申請をしていれば、4月分の支給が全額または一部停止されたと推測される人も対象 ②新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、児童扶養手当受給者と収入が同水準になっている人 支給額 児童1人につき5万円(審査後に随時振込) 必要書類 ① 共通/マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証など本人確認ができるものの写し、通帳やキャッシュカードなど振込口座が確認できるものの写し、戸籍謄本または抄本(児童扶養手当の受給認定を受けている人、ひとり親家庭医療証を持つ人は不要) ① 給与明細や課税証明書など平成31年1月～令和元年12月の収入額がわかるもの、年金受給者は年金決定通知書などの公的年金収入がわかるもの ② 給与明細など、令和2年2月以降の収入額がわかるもの、年金受給者は年金決定通知書などの公的年金収入がわかるもの

【ひとり親世帯以外の世帯】

対象児童 平成15年4月2日～令和4年2月28日生まれの児童(特別児童扶養手当受給者は平成13年4月2日から) 支給対象者 対象児童を養育する父母などで①令和3年度市町村民税均等割が非課税の人 ②令和3年1月1日以降の家計が急変し、市町村民税均等割が非課税と同水準になっている人 ※①のうち児童手当および特別児童扶養手当受給者は申請不要

支給額 児童1人につき5万円(審査後に随時振込) 必要書類 ① 共通/マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証など本人確認ができるものの写し、通帳やキャッシュカードなど振込口座が確認できるものの写し、児童と別居している場合は児童との関係性を確認できる書類の写し(住民票、戸籍謄本など) ② 給与明細など令和3年1月以降の任意の1か月の収入額がわかるもの、年金受給者は年金決定通知書などの公的年金収入がわかるもの

申請方法 〒589-8501 大阪狭山市役所子育て支援グループへ郵送または直接 令和4年2月28日(月)必着 問い合わせ 厚生労働省子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター ☎0120-400-903(ひとり親世帯分)、☎0120-811-166(ひとり親世帯以外の世帯分)、子育て支援グループ ☎366-0011